

子育てのための休暇・休業制度（主なもの）

制度	対象者	内容・利用限度等	利用期間					
			妊娠 産前16週	産前8週 出産	産後2週 産後8週	1歳 1歳6月	3歳 小学校就学	
妊婦通勤混雑緩和休暇	有給 	・交通機関の混雑を避けるため ・勤務時間の始め又は終わりに1日1時間以内	妊娠～出産					
妊婦休養・補食休暇	有給 	・母体・胎児の健康保持のため ・そのつど必要と認める時間	妊娠～出産					
妊娠嘔吐（つわり）休暇	有給 	・つわりのために勤務が困難なとき ・14日以内（日、時間）	妊娠～出産					
妊産婦保健指導・健康診査休暇	有給 	・保健指導や健康診査を受けるため ・そのつど必要と認める時間	妊娠～産後1年					
妊産婦時間外・休日・深夜勤務の制限	— 	・時間外勤務、休日勤務、深夜勤務しない	妊娠～産後1年					
配偶者出産休暇	有給 	・妻の出産に伴う入退院の付き添い、出生届など ・5日以内（日、時間）	産前16週～産後2週					
産前産後休暇	有給 	・出産のため	産前8週～産後8週					
家族看護等休暇	有給 	・配偶者の出産後の世話等 ・15日以内（日）	産後1					
育児参加休暇	有給 	・生まれてくる子又は小学校就学前の子の養育 ・5日以内（日、時間） ・出産に係る子の養育 ・15日以内（日） 2つの休暇を合わせて20日まで取得可能	① 産前8週～産後1年	男性職員の育児参加休				
			② 産後8	新生児育児参加休				
育児休業	無給  	・3歳未満の子の養育 ★1歳までは育児休業手当金が支給されます。			～3歳			
育児部分休業	減額  	・小学校就学前の子の養育 ・勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内			～小学校就学前			
育児時間休暇	有給  	・1歳6月未満の子の養育 ・1日2時間以内（時間）			～1歳6月			
育児短時間勤務	減額  	・小学校就学前の子の養育 ・通常よりも短い時間での勤務（週3日、週2日半等）			～小学校就学前			
時間外・深夜勤務の制限	—  	・3歳未満の子の養育…時間外勤務の免除 ・小学校就学前の子の養育…時間外・深夜勤務の制限			～小学校就学前			
家族看護休暇	有給  	・子や配偶者等の看護（子の予防接種等も対象） ・1年に5日以内（日、半日、時間） <small>[義務教育終了前の子が2人以上:10日以内]</small>			子			
時差出勤制度	—  	・1日の勤務時間を変えずに始業・終業時間を変更			子の年齢要件なし			
テレワーク（在宅勤務）	—  	・自宅等（職員の自宅及び所属長の承認を受けた場所をいう。）でパソコンを使って勤務			子の年齢要件なし			
フレックスタイム制	—  	・単位期間（1～4週間）の勤務時間の総量を変えずに1日当たりの勤務時間を変更			子の年齢要件なし			
出生サポート休暇（短期）	有給  	・不妊治療のため ・1年に10日以内（日、時間）						
出生サポート休暇（長期）	減額 	・不妊治療（体外受精及び顕微授精に限る）のため ・1年以内（日）						